

徳島県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年8月7日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月7日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
438号	名東郡佐那河内村下字西ノハナ6番1地先から 同 番3地先まで9	30.3	令和8年8月7日